

財務省告示第二百五号

財務省の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年五月二十一日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年六月八日 財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記号 割引短期国庫債券（第四百二十

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十

九 法律第二十三号）第四十六

三 法律及びその 条第一項

の 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

三 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用 等 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

機 関は日本銀行とする。の 振替

札（以下「価格競争入札」とい

四 発行方法 争入札発行」という。）及び価格競

争入札発行」という。）及び価格競

争入札発行」という。）及び価格競

争入札発行」という。）及び価格競

争入札発行」という。）及び価格競

争入札発行」という。）及び価格競

争入札発行」という。）及び価格競

争入札発行」という。）及び価格競

争入札発行」という。）及び価格競

争入札発行」という。）及び価格競

争入札発行」という。）及び価格競

争入札発行」という。）及び価格競

争入札発行」という。）及び価格競

争入札発行」という。）及び価格競

争入札発行」という。）及び価格競

争入札発行」という。）及び価格競

争入札発行」という。）及び価格競

争入札発行」という。）及び価格競

争入札発行」という。）及び価格競

争入札発行」という。）及び価格競

争入札発行」という。）及び価格競

十 一 発 行 価 格 日	十 一 発 行 価 格 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	七 イ 払 込 金 額							六 イ 発 行 額							
				行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	行 争 入 札 発 競
平 成 十 九 年 五 月 二 十 一 日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	千 万 円	七 千 二 百 円	八 十 八 億	七 百 八 千 四 百 五 十 六 万	一 兆 三 千 三 百 五 十 二 万		円	額 面 金 額 で 八 百 九 十 五 億 四 千 万	万 円 面 金 額 で 一 兆 三 千 百 四 億 三 千		込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応			

十七	十六	十五	十四								口								イ	
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額	償還金額	償還期限	価格平均	募入平均	行争入札発	非価格競争	者第	特別参加	国債市場	入札発競争	価格競争					
平成十九年五月二十一日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	償還金を支払う。	償還期限は、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	平成二十年五月二十日	十六銭八厘につき九十九円二				十六銭八厘につき九十九円二	額面金額百円につき九十九円二	募価格一厘以上のつき九十九円二	額面金額百円につき九十九円二				